

昭和二十四年十一月二十二日
答弁第三四号

(質問の三四)

内閣衆甲第九四号

昭和二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員 荻田アサノ君提出加配米に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員苅田アサノ君提出加配米に関する質問に対する答弁書

国立、公私立の別なく、病院につき左の区分により加配米は定められている。

一 癩、結核病院における加配対象は、従業者総員であり、加配基準量は一人一日当平均一〇〇瓦（精米換算）である。

二 精神病院における加配対象は、事務職員を除く従業者である、加配基準量は一人一日当平均一〇〇瓦（精米換算）である。

三 一般病院における加配対象は、病床十以上の病院において事務職員を除き、従業者中徹夜勤務者を対象とし、加配基準量は一人一日当平均一〇〇瓦（精米換算）である。

右答弁する。